

いじめ防止対策基本方針



平成 26 年 4 月 1 日策定
平成 26 年 1 1 月 3 0 日改訂
平成 28 年 5 月 2 3 日改訂
平成 29 年 5 月 8 日改訂
平成 30 年 4 月 2 4 日改訂
平成 31 年 4 月 2 2 日改訂
令和 元年 1 1 月 1 9 日改訂

佐渡市立内海府小学校
佐渡市立内海府中学校

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」（H25）第2条より）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、どの学校・どの学級でも、どの子どもにも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめの未然防止・早期発見・即時対応に取り組む。

2 いじめ防止対策基本方針の策定上の留意事項

- 策定に当たっては、保護者等の参画を得て、家庭や地域と連携した学校基本方針となるように努める。
- 児童生徒の意見を取り入れるなどをし、いじめ防止等について主体的に考えられるよう留意する。

3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

学校基本方針に基づき、校長のリーダーシップの下、いじめの防止等を実効的に行うため、いじめ不登校対策委員会を設置する。

(1) いじめ不登校対策委員会

小・中学校校長、生徒指導主事、生活指導主任、養護教諭、（学級担任）、等からなる、いじめ不登校対策委員会を設置する。必要に応じてスクールカウンセラー（SC）、PTA役員、学校運営協議会正副会長、学校医も含めた委員会を開催する。

(2) 集約担当と記録について

児童生徒の変化やトラブルに気付いたり、児童生徒、保護者等から情報を得た教職員は、速やかに小学校は生活指導主任、中学校は生徒指導主事に日時、場所、関わっていた児童生徒の氏名を報告する。

生活指導主任は小学校校長へ、生徒指導主事は中学校校長に報告し、校長の指示のもと「いじめ不登校対策委員会」を組織する。小学生の事案は小校長、中学生の事案は中校長の承認を得て実行に移す。情報の記録は生活指導主任が行い、組織の運営を生徒指導主事が行う。

(3) 職員間の情報交換及び共通理解

週1回、職員朝会で情報交換の時間をとり、全教職員で配慮を要する児童生徒について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(4) PDCAサイクルの設定

いじめ不登校対策委員会は、自校のいじめの防止等の取組について PDCA サイクルで検証と改善を行う。

4 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「心の健康チェック」などを活用したりし、子どもの実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童生徒一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳科を通して、児童生徒の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

(3) 相談体制の整備

- 毎学期の「心の健康チェック」後に学級担任が教育相談を行い、児童生徒一人一人の理解に努める。
- スクールカウンセラーや関係機関と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(4) 縦割り班活動の実施

- 小中連携を意識した縦割り班活動を取り入れ、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童生徒のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握を行うとともに、児童生徒にモラル教育をするなどしていじめの未然防止に努める。
- ネット上の不適切な書き込みには新潟県ネットパトロール業務委託と連携し、現状把握に努め、迅速に対応する。

(6) 学校間の連携協力体制の整備

- 小中はもとより保育所とも情報交換や交流活動を行う。

(7) 保護者・地域との連携協力体制の整備

- 小中学校の保護者に、第1回 PTA 総会でいじめ対策基本方針について説明し、学校のいじめ対策方針の周知を図る。
- 文化祭で保護者・地域住民を招き、生徒会主導で「いじめ見逃しゼロスクール集会」を行い、いじめを生まない・見逃さない学校の雰囲気づくりに努める。
- 保護者向けに、インターネットの適切な使い方やメディアコントロールに関する講習会を行い、フィルタリングサービスについて周知する。
- 年間のいじめ認知件数が0件だった場合、学校だけで周知する。

5 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童生徒、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者や児童生徒からの相談には全教職員が窓口となり、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、学校評価アンケートで年2回保護者にもいじめの有無を確認する。必要に応じて、教育委員会、警察、社会福祉課、子ども若者相談センター、適応指導教室、不登校児童生徒訪問指導員、病院などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 「心の健康チェック」の実施

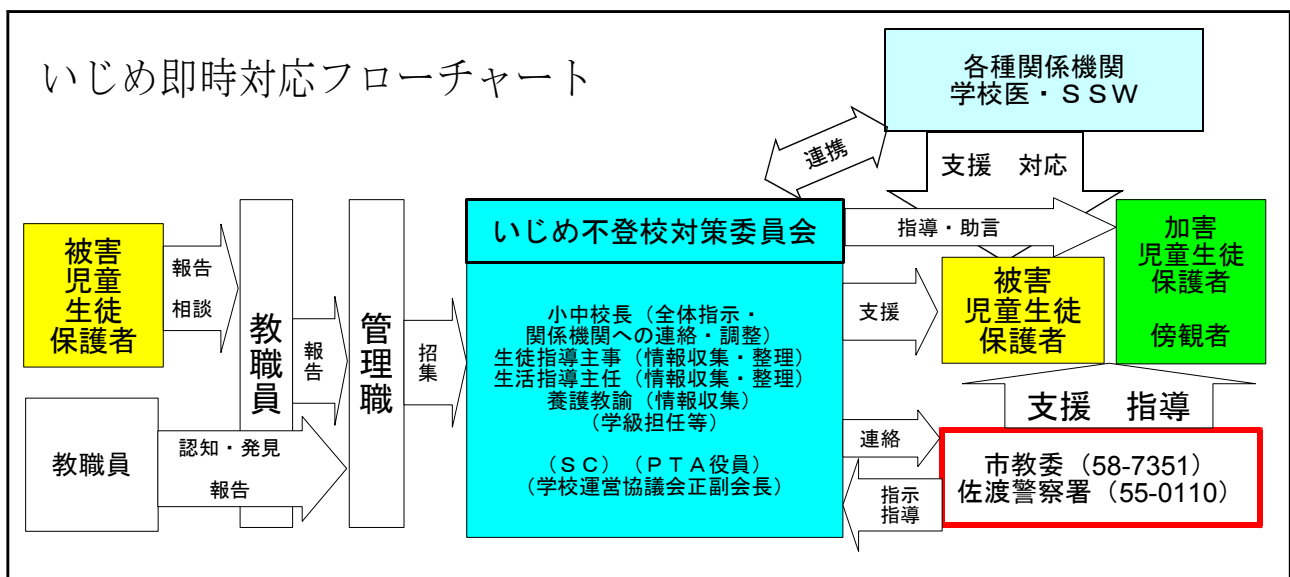
毎月「心の健康チェック」を実施する。アンケートをもとに、一人一人の児童生徒と直接話をして、思いをくみ取る。また、得た情報は保護者と共有し、いじめの兆候をいち早く把握できるよう支援する。

(3) 日々の取組

授業以外の時間にも児童生徒の様子に目を配る。特に、小学校では連絡帳、中学校では生活ノートなどから交友関係や悩みなどを把握する。

6 いじめに対する即時対応

- いじめを発見した場合やいじめに関する報告や相談を受けた場合、速やかに生活指導主任か生徒指導主事に報告し、校長の指示のもといじめ不登校対策委員会を開く。
- いじめの事実が確認された場合は、迅速かつ適切に対応する。(いじめを受けた児童生徒・いじめを知らせてくれた児童生徒の安全確保を組織的に行う等)
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。



7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

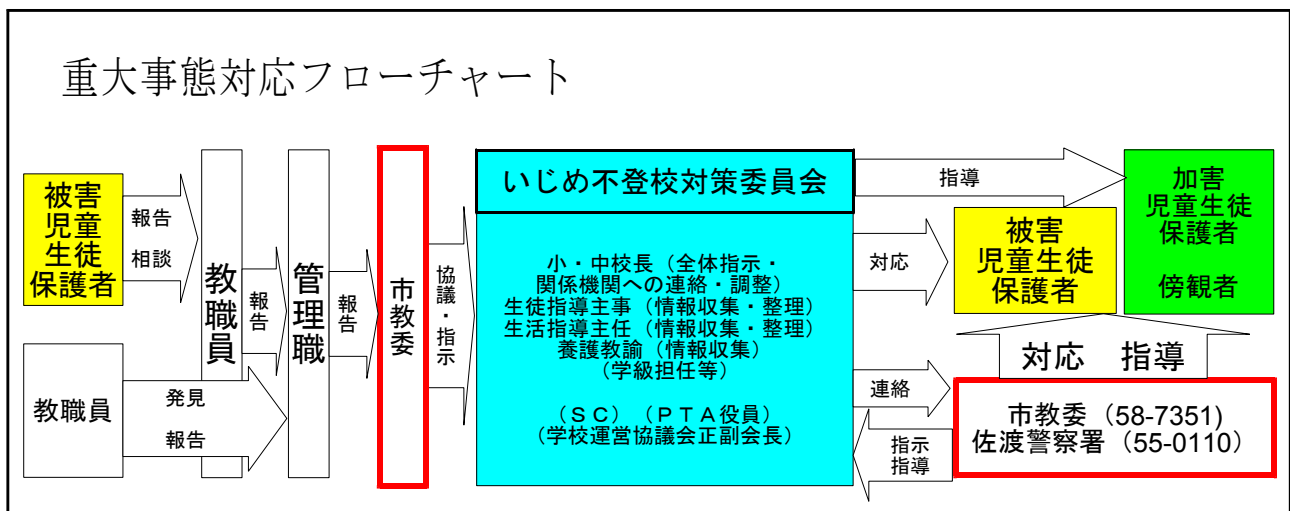
ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。



8 関係機関一覧

名称	電話番号	所在地
佐渡市教育委員会	5 8 - 7 3 5 1	佐渡市両津湊 198
佐渡警察署	5 5 - 0 1 1 0	佐渡市吉岡 389 番地 1
鷲崎駐在所	2 6 - 2 2 4 2	佐渡市鷲崎 725
佐渡市子ども若者課	6 3 - 5 1 1 3	佐渡市千種 232
子ども若者相談センター	5 8 - 8 0 7 7	佐渡市金井新保乙 1107-1
佐渡市適応指導教室 あおぞらホットライン	5 5 - 1 0 1 1	佐渡市吉岡 920 番地 1
中央児童相談所 (全国共通ダイヤル)	0 2 5 - 3 8 1 - 1 1 1 1 (0 5 7 - 0 0 6 4 - 0 0 0)	新潟市江南区亀田向陽 4-2-1 (県中央福祉相談センター内)
中央児童相談所(佐渡地域)	7 4 - 3 3 9 0	佐渡市相川二丁目浜町 20-1
学校医 (両津病院 岩谷淳先生)	2 3 - 5 1 1 1	佐渡市浜田 177-1